

第 36 号議案

小城市民図書館条例施行規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

個人貸出の対象者を近隣市町まで拡大し、図書館サービスを提供するため小城市民図書館条例施行規則を改正する必要があるため。

小城市教育委員会規則第 号

小城市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 小城市民図書館条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「子供の日、」を「こどもの日及び」に改める。

第 10 条中「通学又は通園している者」の次に「並びに佐賀市、多久市、白石町、江北町（以下「近隣市町」という。）に居住している者」を加える。

第 13 条第 1 項の表を次のように改める。

市内に居住している者及び市外に居住し、市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者

区 分		貸出数量	貸出期間（貸し出した日から起算する。）
図書資料	雑誌	制限無し	8 日以内
	雑誌以外の図書資料	制限無し	22 日以内
視聴覚資料		1 人につき 2 点以内	8 日以内

近隣市町に居住している者（市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者を除く。）

区 分		貸出数量	貸出期間（貸し出した日から起算する。）
図書資料	雑誌	15 点以内	8 日以内
	雑誌以外の図書資料		22 日以内
視聴覚資料		1 人につき	8 日以内

2 点以内

第 19 条中「50 冊以内」を「100 冊以内」に改める。

第 21 条中「図書館奉仕」を「図書館サービス」に改める。

第 26 条中「30 分単位で」を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市民図書館条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小城市民図書館条例施行規則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 小城館及び三日月館にあっては、月曜日、分室にあっては、月曜日及び金曜日</p> <p>(2) 祝日(子供の日、<u> </u>文化の日を除く。)。ただし、当該祝日が月曜日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(3) こどもの日及び文化の日の翌日(その日が月曜日に当たる場合を除く。)</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月4日までの日</p> <p>(5) 館内整理日(毎月第4木曜日。ただし、この日が祝日に当たる場合は、これを変更することができる。)</p> <p>(6) 特別整理日(年20日以内で教育委員会が定める日)</p> <p>第8条～第9条（略）</p> <p>(個人貸出しの対象)</p>	<p>小城市民図書館条例施行規則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 小城館及び三日月館にあっては、月曜日、分室にあっては、月曜日及び金曜日</p> <p>(2) 祝日(<u>こどもの日及び</u>文化の日を除く。)。ただし、当該祝日が月曜日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(3) こどもの日及び文化の日の翌日(その日が月曜日に当たる場合を除く。)</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月4日までの日</p> <p>(5) 館内整理日(毎月第4木曜日。ただし、この日が祝日に当たる場合は、これを変更することができる。)</p> <p>(6) 特別整理日(年20日以内で教育委員会が定める日)</p> <p>第8条～第9条（略）</p> <p>(個人貸出しの対象)</p>

第10条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けることができる者は、市内に居住している者及び市外に居住し、市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者__

_____とする。ただし、館長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第11条～第12条(略)

(貸出数量及び期間)

第13条 個人への図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、別に指定することができる。

区分		貸出数量	貸出期間(貸し出した日から起算する。)
図書資料	雑誌	制限なし	8日以内
	雑誌以外の図書資料	制限なし	22日以内
視聴覚資料		1人につき2点以内	8日以内

第10条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けることができる者は、市内に居住している者及び市外に居住し、市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者並びに佐賀市、多久市、白石町、江北町(以下「近隣市町」という。)

に居住している者とする。ただし、館長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第11条～第12条(略)

(貸出数量及び期間)

第13条 個人への図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、別に指定することができる。

市内に居住している者及び市外に居住し、市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者

区分		貸出数量	貸出期間(貸し出した日から起算する。)
図書資料	雑誌	制限なし	8日以内
	雑誌以外の図書資料	制限なし	22日以内
視聴覚資料		1人につき2点以内	8日以内

近隣市町に居住している者(市内に所在する事業所、学校等に通勤し、通学又は通園している者を除く。)

区分	貸出数量	貸出期間(貸し出した日
----	------	-------------

2 貸出期間の延長は、予約のない資料に限り、返却日から8日を限度として認める。ただし、雑誌及び視聴覚資料の延長は認めない。

第14条～第18条（略）

（団体貸出数量及び期間）

第19条 団体への図書館資料の貸出数量は、1団体につき50冊以内とし、貸出期間は、2月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間を別に指定することができる。

第20条（略）

（自動車図書館）

第21条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の図書館奉仕を行う。

2 自動車図書館の巡回日時及び場所は、館長が別に定める。

3 館長は、天候の不順等により巡回が適当でないと認めるときは、巡回を中止することができる。

4 第10条から第12条まで、第14条及び第15条の規定は、自動車図書館の貸出しについて準用する。

			から起算する。)
図書資料	雑誌	15点以内	8日以内
	雑誌以外の図書資料		22日以内
視聴覚資料		1人につき2点以内	8日以内

2 貸出期間の延長は、予約のない資料に限り、返却日から8日を限度として認める。ただし、雑誌及び視聴覚資料の延長は認めない。

第14条～第18条（略）

（団体貸出数量及び期間）

第19条 団体への図書館資料の貸出数量は、1団体につき100冊以内とし、貸出期間は、2月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間を別に指定することができる。

第20条（略）

（自動車図書館）

第21条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の図書館サービスを行う。

2 自動車図書館の巡回日時及び場所は、館長が別に定める。

3 館長は、天候の不順等により巡回が適当でないと認めるときは、巡回を中止することができる。

4 第10条から第12条まで、第14条及び第15条の規定は、自動車図書館の貸出しについて準用する。

第22条～第24条（略）

（インターネット利用の申込手続）

第25条 インターネットの利用を希望する者は、図書館職員に口頭で申込みをしなければならない。

（インターネットの利用時間）

第26条 インターネットの利用時間は、30分単位で最長1時間までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、時間を延長することができる。

第27条～第30条（略）

第22条～第24条（略）

（インターネット利用の申込手続）

第25条 インターネットの利用を希望する者は、図書館職員に口頭で申込みをしなければならない。

（インターネットの利用時間）

第26条 インターネットの利用時間は、_____最長1時間までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、時間を延長することができる。

第27条～第30条（略）